

3防危第433号
令和3年8月26日

(一社)日本ショッピングセンター協会 御中

愛知県知事

大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における 入場者の整理等について(通知)

日頃から、愛知県の施策の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項に基づき、愛知県始め8道県が、「緊急事態措置区域」に追加されたことを受け、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対策として「愛知県緊急事態措置」の実施を決定しました。

つきましては、8月27日(金)から9月12日(日)までの17日間、県内全域の大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等に対して、別紙のとおり入場者の整理等の要請又は働きかけをすることとしましたので、御協力をお願いいたします。

なお、入場者の整理等に係る要請等の内容は、既に8月20日(金)から愛知県まん延防止等重点措置により措置区域内の大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等に対してお願いしている内容と変更ありません。

添付文書：別紙1 大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における入場整理等について
別紙2 愛知県緊急事態措置

県WEBページ掲載箇所：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部特措法対策チーム
防災安全局 防災部 防災危機管理課 政策・企画グループ
ダイヤル 052-954-6191 FAX 052-954-6911
E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp